議 第 45 号 令和 6 年 2 月19日提出

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市消防事務に関する手数料条例(平成12年条例第34号)の一部を次のよう に改正する。

別表第1の2の項中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に、「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に、「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に、「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に、「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に、「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に、「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に、「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に、「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改める。

別表第4の1の項中「処理容積が1,000万立方メートル以上の設備」の次に「(サに該当するものを除く。イからコまでにおいて同じ。)」を加え、同項中

コ 処理容積が100立方メートル以上200立方 メートル未満の設備 7,400円

を

コ 処理容積が100立方メートル以上200立方 7,400円 メートル未満の設備 サ アからコまでに掲げる設備であって、液化石油ガ 6,000円 スの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37条の4第1項の許可を受けたもの

に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## (提出理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和5年政令 第347号)の施行に伴い、本市もこれに準じた手数料の改定をするため、所要の 改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。